

第10回 道州制推進本部員会議開催状況

日時 平成20年9月2日（火）

17:00～

場所 知事会議室（本庁舎3階）

1 開会

2 本部長（知事）挨拶

3 議題

- (1) 道州制特区推進法に基づく国への提案について
- (2) その他

4 閉会

【本部長挨拶】

- ・ 道州制特区の推進については、これまでも全庁あげた取り組みを進めてきたところ。
- ・ 道州制特区の提案については、昨年12月と本年3月の2度にわたって、国への提案を行ったところ。
- ・ この度3度目の提案がまとまったので、来週から始まる第3回定例道議会で議案として提出したいと考えている。
- ・ 詳細は後ほどあるが、5項目について今回提案をして、さらに道民の皆様方の地方分権あるいは道州制についての理解を深めていくことを期待をしているところ。
- ・ 第4弾、第5弾の提案について、道民の皆様方から多くの貴重なアイデアをいただいております。これからも検討、議論をしっかりとお願いをし、柔軟な発想でこの道州制特区をよろしくお願ひしたい。

【協議結果】

- (1) 道州制特区推進法に基づく国への提案について（第3回目の国への提案）

<事務局：資料に基づき説明>

（副本部長（佐藤副知事））

- ・ 2次医療圏単位で合併してというのは要件になるのか、2次医療圏というのを基本として若干はみ出てもいいのか。

（事務局）

- ・ 具体的な細かい制度設計については、市町村ともいろいろな意見交換を始めており、ある程度市町村の考えも踏まえながら組立ての参考にさせていただきたい。ただ、道

内のいろんな議論の中でも、これからの高齢化、人口減少を踏まえ、2次医療圏単位でいろんな政策がかなり広域的に行われていることから、2次医療圏と一致する姿が一番望ましいのではないかという議論が道内であり、そういうことを踏まえてコンセプトとして2次医療圏単位の合併を望まれていると理解している

- ・ 実際に道内各地の動きとしては、富良野の5市町村、十勝1市構想、西胆振が2次医療圏と合致をしており、こういう実際の道内の動きも後押しする形で提案したいと考えている。

(副本部長 (佐藤副知事))

- ・ 2次医療圏を基本という考え方でよいか。そのへんは柔軟に。

(事務局)

- ・ はい。なければならないということではない。

<異議なしで了承>

(2) その他

<特になし>

【その他発言】

(副本部長 (山本副知事))

- ・ 300くらいアイデアが道民の皆様から寄せられているということだが、現在追加でどんどんきているのか。今募集はしているのか。

(事務局)

- ・ 募集は継続中であり、どんどんというほどの数ではないが、現在でもいろいろご提案がよせられている。

- ・ もう少し宣伝してもよいかもしいない。

(本部長)

- ・ 道民の方々は、こういう提案をして、検討委員会で議論、道議会で審議、その後どうなるのかというのが知りたい。道議会までは全会一致だが、その先について、第1弾は、去年の12月に提案をし、今年3月にほとんど認めてもらっている。第2弾の提案については、今東京の政治の情勢が読めず、なかなか動きがみえてない。さらに道内にPRしていくのがつらいかもしれない。

- ・ 国に提案をしたものの具体的な議論の動向を考慮し、道民の方々にフィードバックしていかなければならない。新たな提案にのみ傾注するのではなく、出したものがどうなるのかである。

【資料】

- ・ 道州制特区推進法に基づく国への提案概要
- ・ 広域中核市制度の創設について

「道州制特区推進法に基づく国への提案について」

第10回道州制推進本部 事務局説明要旨

と き H20.9.2(火) 17:00 ~

ところ 知事会議室

経緯等について

- 道州制特区提案については、道民の皆様からいただいた約300ものアイデアを道条例で設置した道州制特区提案検討委員会においてご審議いただき、委員会からの答申に基づき、これまで、昨年12月と本年3月の2度にわたり、道議会の議決をいただいたうえで、国への提案を行っているところ。
- 去る7月18日には道州制特区提案検討委員会からの第3回目の答申があり、この答申を受け、道としての提案をまとめたものが資料の「道州制特区推進法に基づく国への提案概要」である。
- この提案については、第3回定例道議会に議案として提出したいと考えており、目下、議案の最終調整を行っているところであるが、その概要についてご説明する。

提案の概要について

- 資料1ページ目をご覧いただきたい。
今回の提案は、「地方自治・地域再生」に関する5項目である。

「国、道、市町村の役割分担の整理」について

- まず、「国、道、市町村の役割分担の整理」という視点から、
- 「1 維持管理経費に係る国直轄事業負担金制度の廃止」は、国が事業主体として整備した、道路や河川などの大規模建設事業等、いわゆる国直轄事業に係る施設の維持管理経費については、

本来、管理主体である国が全額負担すべき経費であることから、国と地方の役割分担を明確化するため、現在国から求められている道の負担を廃止しようとするもの。
- 「2 道道管理権限の町村への移譲」は、町や村が主体となって、幹線道路である道道と生活道路である町村道とを一体的に管理することで、冬期間の除・排雪などの面で、より地域の実情に応じた迅速かつ的確な対応が可能になるため、現在は市に対してしか認められていない道道の管理権限移譲を町村に対しても行えるようにしようとするもの。

「支え合いによる地域社会づくり」について

- 次に、「支え合いによる地域社会づくり」という視点から、
- 「3 福祉運送サービスに係る規制緩和」は、福祉運送サービス、法的には「福祉有償運送」といいますが、これについては、移動に制約のある要介護者や身体障害者などの会員に限定して運送を行うボランティア的助け合いの要素が強いことから、広域分散型の地域構造や急速な高齢化などの本道の実情を考慮し、移動に制約のある方の利便性を向上させるため、発地又は着地のいずれかが運送区域内でなければならないという現在の規制を適用しないようにしようとするもの。

- 「4 コミュニティハウスの制度創設」は現在の縦割りの福祉制度では実現が難しい、対象者を限定せず、必要な人が誰でも利用できる「福祉のユニバーサル化」と、利用する人が一方的に助けられるだけでなく、自らも活躍できる「循環型地域福祉システム」という二つのコンセプトに基づく新しい地域福祉のかたちである「コミュニティハウス」を認知・普及させるため、社会福祉法における第2種社会福祉事業、これは、経営主体に制限がない、在宅サービスを主体とした事業ですが、これに位置づけようとするもの。

「道州制に向けた強い自治体づくり」について

- 次に「道州制に向けた強い自治体づくり」という視点から、
- 「5 指定都市等の要件設定権限の移譲」は、将来の道州制においては基礎自治体が行政の主役となることから、基礎自治体の権限の強化に向けて指定都市等（政令指定都市、中核市、特例市、一般市）の要件設定権限を北海道に移譲し、道が市町村と協議しながら制度設計を行い、道条例で指定都市等の要件を設定できるようにしようとするもの。
- なお、資料の2ページ目をご覧いただきたいが、7月18日に道州制特区提案検討委員会からいただいた答申には、にある「広域中核市制度の創設」という項目があった。
- これは、将来の道州制におけるモデルとなる強力な基礎自治体の形成を支援するため、二次医療圏単位に合併して誕生した市に政令指定都市の規定を準用し、道から権限と財源を大幅に移譲するとともに、独自の区の制度設計権限を持つ「広域中核市制度」を創設しようとする趣旨の提案である。

- この「広域中核市制度の創設」に関しては、道州制特区提案検討委員会から、資料の※にあるとおり提案時期については、「道内で将来的には圏域は一つとの検討の動きがある経緯を踏まえ、この制度の候補となる地域にとって適切な支援となる時期を選ぶよう留意する。」よう意見が付されている。
- 道としては、提案検討委員会の付帯意見を踏まえ、「広域中核市制度の創設」については、今後、一定の時間をかけて、市町村などに対し、その内容の説明に努め、理解を深めていただくとともに、関係する市町村の意向なども踏まえて、適切な時期に国への提案に向けた手続きに入っていきたいと考えており、今回の提案は資料1ページ目の5項目としたい。

国への提案に向けた今後の手続

- 以上、概要をご説明いたしました。この提案を第3回定例道議会に議案として提出し、議決が得られれば、速やかに国に提案したいと考えている。

道州制特区推進法に基づく国への提案概要

H20.9 北海道

提案項目

◇国、道、市町村の役割分担の整理

1 維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止

国が行った道路や河川などの大規模建設事業等(国直轄事業)に係る施設の維持管理経費については、本来、管理主体である国が全額負担すべき経費であることから、国と地方の役割分担の明確化のため、道(地方)の負担を廃止するよう提案します。

2 道道管理権限の町村への移譲

町や村が主体となって幹線道路である道道と生活道路である町村道とを一体的に管理することで、冬期間の除・排雪などの面で、より地域の実情に応じた迅速かつ的確な対応が可能になるため、道道の管理権限を町村にも移譲できるよう提案します。

◇支え合いによる地域社会づくり

3 福祉運送サービスに係る規制緩和

福祉運送サービス(福祉有償運送)は、要介護者や身体障害者等の会員に限定して運送を行うボランティア的助け合いの要素が強いことから、広域分散型の地域構造や急速な高齢化などの本道の実情を考慮し、発地又は着地のいずれかが運送区域内でなければならないという規制を本道においては適用しないよう提案します。

4 コミュニティハウスの制度創設

対象者を限定せず、必要な人が誰でも利用できる「福祉のユニバーサル化」と、利用する人が一方的に助けられるだけでなく、自らも活躍できる「循環型地域福祉システム」の二つのコンセプトに基づく新しい地域福祉のかたちである「コミュニティハウス」を認知・普及させるため、社会福祉法における第2種社会福祉事業として位置づけるよう提案します。

◇道州制に向けた強い自治体づくり

5 指定都市等の要件設定権限の移譲

将来の道州制においては基礎自治体が行政の主役となることから、基礎自治体の権限の強化に向けて指定都市等の要件設定権限を北海道に移譲し、道が市町村と協議しながら制度設計を行い、道条例で指定都市等の要件を設定できるよう提案します。

※広域中核市制度の創設(H20.7.18道州制特区提案検討委員会答申) について

【答申内容】

広域中核市制度の創設

将来の道州制におけるモデルとなる強力な基礎自治体の形成を支援するため、二次医療圏単位に合併して誕生した市に政令指定都市の規定を準用し、道から権限と財源を大幅に移譲するとともに、独自の区の制度設計権限を持つ「広域中核市制度」を創設する。

※ 提案時期～道内で将来的には圏域は一つとの検討の動きがある経緯を踏まえ、この制度の候補となる地域にとって適切な支援となる時期を選ぶよう留意する。